証券コード 6040
平成27年10月９日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町二丁目６番２号
日本スキー場開発株式会社
代表取締役社長 鈴 木 周 平

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第10回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年10月26日（月曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬 具

記

１．日　　時　平成27年10月27日（火曜日）午前10時
２．場　　所　東京都渋谷区渋谷４丁目4番25号
IVY ホール　地下２階　サフラン
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項
報告事項
１．第10期（平成26年8月1日から平成27年７月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第10期（平成26年8月1日から平成27年７月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役９名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件
第５号議案　当社の取締役及び従業員（当社執行役員）に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任する件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
次の事項につきましては、法令及び会社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.nippon-ski.jp/）に掲載しておりますので本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
①連結計算書類の連結注記表　②計算書類の個別注記表
株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。
【ご案内】本株主総会終了後、同会場において株主様向け会社説明会を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようお願い申しあげます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年８月１日から 平成27年７月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループの業績の状況は、以下の通りでした。

当社グループは、７か所のグループスキー場とHAKUBA VALLEYエリアを中心に長野県、新潟県において10店舗のスキーレンタルショップを展開する株式会社スパイシーの営業体制で事業を行ってまいりました。

ウィンターシーズンにおいては、平成26年10月29日にめいほう高原開発株式会社の株式を取得し、長野県、群馬県に続いて岐阜県奥美濃エリアのめいほうスキー場が新たにグループに加わり、７か所のスキー場でシーズンを迎えました。当社グループの運営するスキー場は自然降雪に恵まれ、人工降雪によるゲレンデ整備を併せて実施することにより、良好なゲレンデコンディションで営業を行うことができました。インバウンド（訪日外国人）が増加傾向にある中、HAKUBA VALLEYを中心としたスキー場では、地元と一体になって継続的に実施してきた営業活動により、豪州や台湾、中国（香港を含む）に加え、タイ、シンガポール等のASEAN諸国及び欧州等、世界各地から前シーズンを上回るお客様が来場いたしました。このような環境の中での当社グループの取り組みとして、平成27年５月28日付プレスリリースの通り、HAKUBA VALLEYが世界的に著名なスキーリゾートのみで構成される「The Mountain Collective」から日本で唯一のパートナーとして承認され、参加することとなりました。

営業面では各スキー場で販売単価の改善と来場者数の増加を重要な指標として取り組みました。ウィンターシーズン直前の平成26年11月に発生した長野県神城断層地震の影響によりHAKUBA VALLEYへの来場者数はシーズン序盤に、特にファミリー層や団体旅行のチャネルで減少が認められました。また、数々の追加営業施策を行ったことにより、ウィンターシーズン後半にかけて来場者数は回復傾向を示しましたが、既存の６スキー場合計の来場者数は前年同期を下回りました。しかしながら、各スキー場において販売単価の改善が奏功したことと、新たに加わっためいほうスキー場が貢献し、売上高、営業利益とも増加いたしました。

グリーンシーズンにおいては、保有する施設及び地元の環境や特徴を活かした営業活動を行いました。宿泊施設を保有する鹿島槍スポーツヴィレッジにおいては、子供向けのサマーキャ

ンプの大型合宿を新規に受注し、スポーツ合宿の受注が増加いたしました。竜王マウンテンパークにおいては、山野草園のプロモーションを強化し、また、本州では数少ない雲海を臨むロープウェイをアピールポイントとして打ち出し、集客に努めました。川場スキー場においては、地元産のこしひかり米「雪ほたか」を使用するおにぎり店の来場者が前期に続き好調に推移いたしました。白馬３施設においては、平成26年８月のハイシーズンであった夏休みにおける長雨や、平成26年10月の紅葉の時期には台風の影響を受け来場者数が伸び悩みましたが、スパイシーレンタルと連携し、登山者向けのレンタルストックや、山を駆け下りるマウンテンバイクのレンタルやガイドツアー等により、山の魅力を発信いたしました。めいほうスキー場においては、地元産のこしひかり米のほか、地元の食材を使ったおにぎり屋「おに助」を道の駅「明宝」にオープンし、メディアへの広報活動や県外のイベント出展を行い、地元にある魅力的な商品の販売拡大に努めました。

これらにより、連結業績については、売上高は5,882百万円、営業利益は905百万円、経常利益は845百万円となり、当期純利益は706百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は526百万円で、その主なものは索道の改修工事、人工降雪機及び圧雪車の購入等による設備投資であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、有償第三者割当増資により1,191百万円の調達を行いました。また、平成27年４月22日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資により、203百万円の調達を行いました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 10 期 (当連結会計年度) (平成27年７月期)
売　　上　　高(千円)	5,882,911
経　常　利　益(千円)	845,823
当　期　純　利　益(千円)	706,652
１株当たり当期純利益　(円)	179.32
総　　資　　産(千円)	5,537,032
純　　資　　産(千円)	4,882,796
１株当たり純資産額　(円)	1,168.37

（注）当社では、第10期より連結計算書類を作成しております。当社は平成26年12月26日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会　　社　　名	資　　本　　金	当社に対する議決権比率	当　社　と　の　関　係
日本駐車場開発株式会社	633,524千円	66.7%	特になし

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社北志賀竜王	10,000 千円	100.0%	竜王スキーパークの運営
株式会社鹿島槍	3,000	100.0	HAKUBA VALLEY鹿島槍スキー場の運営
川場リゾート株式会社	10,000	99.9	川場スキー場の運営
白馬観光開発株式会社	100,000	95.6	HAKUBA VALLEY白馬八方尾根スキー場、HAKUBA VALLEY白馬岩岳スノーフィールド及びHAKUBA VALLEY栂池高原スキー場の運営
栂池ゴンドラリフト株式会社	100,000	80.0	HAKUBA VALLEY栂池高原スキー場の運営
株式会社岩岳リゾート	75,000	86.7	HAKUBA VALLEY白馬岩岳スノーフィールドの運営
信越索道メンテナンス株式会社	10,000	55.0	索道設備の据付及びメンテナンス
株式会社スパイシー	10,000	100.0	レンタルスキーショップの運営
Kawaba Resort USA Inc.	200千ドル	100.0	飲食業
めいほう高原開発株式会社	276,670 千円	66.7	めいほうスキー場の運営

（注）平成26年10月29日にめいほう高原開発株式会社の株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

⑷ 対処すべき課題

当社グループは、スキー場運営においてサービスの向上、顧客満足度の向上を主眼に運営を行っております。

当社グループでは、外部環境への対応と内部環境の整備を常に考え、特に以下の点については具体的に対処すべき項目と認識し、今後も引き続き強化する所存です。また、事業の成長を図ることは当然の課題でありますが、経営体制をより強固なものへ改善していくことも重要な課題と認識しております。

①顧客満足度の維持・向上

当社グループでは、顧客満足度が向上するよう努めております。また、顧客対応においては、マニュアルの充実を図るとともに、継続的な社員教育により能力・モラルの向上を図っております。

特に非日常感をもとめて来場されるお客様に対しては、マニュアルの充実・徹底のみならず、顧客満足度を高めていく基本姿勢を再確認し、充実したサービスを提供するよう心掛けております。

スキー場市場においてサービスを重視し、より一層強化するという概念を持ち込むことにより、今後も顧客満足度の維持・向上に常に努めてまいります。

②安全対策

スキー場では、鉄道事業法で許可を受ける索道事業者としてリフト運営を行っております。リフト運営上で重大な事故が発生した場合は、索道許可の取り消しにつながることがあります。

当社グループは、特にリフトの安全対策は重点項目としており、グリーンシーズンの点検整備を国土交通省令や整備細則に基づき行い、また中期・長期の整備計画を策定し整備を実施しております。リフト運行においては、スタッフに対する継続的な安全教育を実施し、各スタッフの安全に対する取り組みを向上してまいります。また、天候状態を常に監視し、リフト運行中に突発的に発生する災害への対応についても、訓練を繰り返し行うことで、対応能力を高めてまいります。

③天候に対する対策

ウィンターシーズンにおいては十分な積雪のもとで、スキー場を開業することが、事業の根幹をなすものであり、自然の積雪に恵まれない場合は、当社グループが保有する降雪機をフル活用することで、効率的かつ効果的な降雪を行い、ウィンターシーズン開始とともに満足してスキーを楽しんでいただける状況にしてまいります。当社グループのスキー場の一部は、高い山頂にあり、残雪を利用しウィンターシーズン終盤まで十分なコンディションを維持することで、当社グループの優位性を発揮させ、他のスキー場との差別化を図ってまいります。また、想定を超える豪雪や大雨が発生すると、お客様がスキー場へ来場できず、また、お客様が施設利用を取り止めるため、こうした事態に備え、施設やサービスの一層の充実を図ってまいります。

④グリーンシーズンの事業の展開

グリーンシーズンにおいては、高山植物を鑑賞いただく山野草園の開業など、地域の特性を活かし、かつ、地域に根付いた商品の開発等を行い、事業を強化してまいります。一年を通じた営業体制を整えることでウィンターシーズンに業績が偏重する季節変動リスクを分散させ、安定したスキー場等の経営を目指してまいります。

⑤グループ経営

グループ会社が運営するレンタル専門店の展開、グループ全体での共同告知や営業活動の強化、効率化による集客増進に加え、レンタル用品、制服及び食材等について、スケールメリットを活かした集中購買、メンテナンス部品等の取得等の費用面の改善により、シナジー効果を積極的に享受できるようにしてまいります。

⑥今後のスキー場の取得

当社グループでは、創業以来国内におけるスキー場において、強みや特徴を有するスキー場を取得してまいりました。スキー場の取得及び取得後の改善につながる活動を継続的に実施し、当社グループの企業価値を一層高めてまいります。また、当社グループは、魅力的なスキー場を取得し、事業拡大することを成長戦略の重要な要素と位置付けており、今後も積極的にスキー場を取得していく方針であります。さらに、スキー場の地元関係者や従業員と一体となって、スキー場を改善し、スキー場の価値を高めていくことで、地域の活性化に貢献してまいります。

⑸ 主要な事業内容（平成27年７月31日現在）

事業区分	事業内容
スキー場事業	スキー場に関する総合コンサルティング

⑹ 主要な営業所（平成27年７月31日現在）

① 当社

本社	東京都千代田区

② 子会社

株式会社鹿島槍	長野県大町市
株式会社北志賀竜王	長野県下高井郡山ノ内町
川場リゾート株式会社	群馬県利根郡川場村
白馬観光開発株式会社	長野県北安曇郡白馬村
栂池ゴンドラリフト株式会社	長野県北安曇郡小谷村
株式会社岩岳リゾート	長野県北安曇郡白馬村
信越索道メンテナンス株式会社	長野県北安曇郡白馬村
株式会社スパイシー	長野県北安曇郡白馬村
Kawaba Resort USA Inc.	米国カリフォルニア州ガーデナ
めいほう高原開発株式会社	岐阜県郡上市

⑺ **使用人の状況**（平成27年７月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況 192（519）名

（注）１．使用人数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

２．当社グループはスキー場事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
18（－）名	8名増（－名増）	35.8歳	1年

（注） 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（平成27年７月31日現在）

該当事項はありません。

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

株式会社東京証券取引所に承認いただき、平成27年4月22日付で、当社株式は東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（平成27年７月31日現在）

① 発行可能株式総数　8,000,000株
② 発行済株式の総数　4,000,100株
③ 株主数　877名
④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本駐車場開発株式会社	2,666,700株	66.7%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	110,000	2.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	108,400	2.7
グリーンコア株式会社	100,000	2.5
株式会社Ｐｌａｎ・Ｄｏ・Ｓｅｅ	100,000	2.5
ＳＨＵＮ　ＨＩＮＧ　ＥＬＥＣＴＲＯＮＩＣ　ＴＲＡＤＩＮＧ　ＣＯ.，ＬＴＤ.	100,000	2.5
ＢＮＹＭ　ＳＡ／ＮＶ　ＦＯＲ　ＢＮＹＭ　ＣＬＩＥＮＴ　ＡＣＣＯＵＮＴ　ＭＰＣＳ　ＪＡＰＡＮ	84,337	2.1
氏家　太郎	70,192	1.8
野村信託銀行株式会社（投信口）	56,300	1.4
鈴木　周平	55,192	1.4

（注） 自己株式は所有しておりません。

⑵ 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年７月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木　周平	白馬観光開発㈱取締役 めいほう高原開発㈱取締役
取締役会長	氏家　太郎	
取締役副社長	髙梨　光	白馬観光開発㈱代表取締役社長 ㈱岩岳リゾート代表取締役社長 栂池ゴンドラリフト㈱代表取締役社長 信越索道メンテナンス㈱取締役
常務取締役	宇津井　高時	めいほう高原開発㈱取締役
取締役	向所　和也	白馬観光開発㈱取締役 信越索道メンテナンス㈱代表取締役社長 栂池ゴンドラリフト㈱取締役 めいほう高原開発㈱取締役
取締役	出口　恭子	医療法人社団色空会最高執行責任者
取締役	サイモン・ゲロヴィッチ	Red Planet Hotels Limited 取締役会長 ㈱レッド・プラネットジャパン 取締役
常勤監査役	橋本　俊光	公認会計士 国立大学法人帯広畜産大学監事（非常勤）
監査役	鵜月　健彦	税理士 税理士法人リオ・パートナーズ代表社員
監査役	荒木　隆志	公認会計士 荒木隆志公認会計士事務所所長 トランザクション・サポート㈱代表取締役

（注）１．取締役出口恭子氏及びサイモン・ゲロヴィッチ氏は社外取締役であります。
２．常勤監査役橋本俊光氏及び監査役鵜月健彦氏、監査役荒木隆志氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役橋本俊光氏及び監査役鵜月健彦氏、監査役荒木隆志氏は、以下の通り、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役橋本俊光氏は、公認会計士の資格を有しております。
・監査役鵜月健彦氏は、税理士の資格を有しております。
・監査役荒木隆志氏は、公認会計士の資格を有しております。
４．当社は取締役出口恭子氏、常勤監査役橋本俊光氏、監査役鵜月健彦氏及び監査役荒木隆志氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	7名 (2)	42,155千円 (3,600)
監査役 （うち社外監査役）	3 (3)	8,520 (8,520)
合計 （うち社外役員）	10 (5)	50,675 (12,120)

（注）1．取締役（社外取締役を除く。）２名に対して、上記の他、当社子会社代表取締役兼務分の報酬9,346千円を当社子会社で負担しております。

2．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

③ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役出口恭子氏は、医療法人社団色空会の最高執行責任者であります。兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

・取締役サイモン・ゲロヴィッチ氏は、Red Planet Hotels Limited 、㈱レッド・プラネットジャパンの取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役橋本俊光氏は、国立大学法人帯広畜産大学監事（非常勤）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役鵜月健彦氏は、税理士法人リオ・パートナーズの代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役荒木隆志氏は、荒木隆志公認会計士事務所所長、トランザクション・サポート㈱の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役出口恭子	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役サイモン・ゲロヴィッチ	当事業年度に開催された取締役会17回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
常勤監査役橋本俊光	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会16回のうち16回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役鵜月健彦	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会16回のうち16回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に税務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役荒木隆志	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会16回のうち16回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(注)書面決議による取締役会の回数は除いております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しておりません。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人から説明を受けた監査計画、監査内容等の概要を検討して報酬の妥当性を判断し、報酬額に同意しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、コンフォートレターの作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑸ 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督します。

ロ．取締役は、法令、定款、取締役会決議及びその他社内規程に従い職務を執行します。

ハ．取締役の職務執行状況は、監査役会規則及び監査役監査基準に基づき監査役の監査を受けます。

ニ．代表取締役社長は、コンプライアンスに関する基本方針を取締役及び使用人に周知徹底し、法令遵守を当社の企業活動の前提とします。

ホ．業務推進部は、各部門の職務執行状況を把握し、各業務が法令、定款及び社内規程に準拠して適正に行われているかを検証し、代表取締役社長に報告します。

ヘ．取締役及び使用人が法令及び定款に違反する行為を発見した場合に通報できる、社外の弁護士又は第三者機関を直接の情報受領者とする通報制度を整備、運用しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、取締役会規程及び組織規程の定めに則り適切な保存及び管理を行います。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

管理部を主管とし、組織規程に規定する責任と権限に基づき、評価と改善を行います。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織して、迅速な対応を行うことにより、損害の拡大を防止し、最小限に止めるよう努めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行の効率性に関しては、各取締役が担当部門の効率性測定に適切な指標を用い、レビューした結果を毎月取締役会に報告します。この結果は適正に取締役の報酬その他における評価に反映されることとします。各部門の適切な指標は、経営計画の達成に向け各部門が実施すべき具体的な目標及び効率的な達成方法を業務担当取締役が定めた上で、その効率性を測るに相応しい定量的な指標とします。

⑤　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令遵守状況を確認し、かつ、法令違反等を防止するため、業務推進部による内部監査を実施しております。また、当社及び当社子会社の使用人を対象として、内部通報制度を設置しており、違法行為等に関する内部通報を受け付けております。なお、内部通報を受けて、当社管理部等の適当な部署において、必要な調査等を実施し、通報者に回答するとともに通報者には通報による不利益を生じないこととしています。

上記の法令遵守を徹底させるため、当社及び子会社において、使用人を対象として、研修教育を実施しております。

⑥　会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

事業ごとに責任を負う取締役を任命し、法令順守体制を構築する責任と権限を与えます。管理部がその横断的な管理を行います。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助する使用人は置いておりませんが、監査役からの要求があった場合には、監査役の職務を補助する専任スタッフを置くこととし、その体制は取締役と監査役が協議して決定します。

⑧　監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ．監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動については、監査役会の同意を必要とします。

ロ．監査役の職務を補助すべき従業員は、当社の業務を遂行し、取締役の指揮命令は受けません。また、当該従業員の評価については監査役の意見を聴取します。

⑨　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役は次に定める事項を監査役会に報告することとします。

イ．重要会議で決議された事項

ロ．会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項

ハ．毎月の経営状況として重要な事項

ニ．内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項

ホ．重大な法令違反及び定款違反に関する事項

へ．その他コンプライアンス上必要な事項

使用人は上記ロ．及びホ．に関する重大な事実を発見した場合は、監査役会に直接報告することができることとします。

⑩　監査役への報告をした者が報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及びグループ会社の使用人等が監査役に報告する機会と体制の確保にあたり、報告を行った使用人等が報告を理由として不利な取扱いを受けないようにします。

⑪　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をした際には、担当部門において審議の上、当該請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

⑫　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、業務執行取締役及び重要な使用人から自由にヒアリングでき、代表取締役社長及び会計監査人とは定期的に意見交換会を開催することとします。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

当社は、業務の適正を確保するための体制の運用状況を定期的に取締役会に報告し、必要に応じて見直しを行っております。

当事業年度においては、本年５月１日に施行された改正会社法および改正会社法施行規則に対応するため、当社では４月10日開催の取締役会において、当該体制の改革案を提示し、５月15日開催の取締役会で新たな内部統制システムとそれに関連する社内規程の改正を決議しました。

⑹　会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

（平成27年７月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**2,761,767**	**流動負債**	**440,211**
現金及び預金	2,399,850	買掛金	39,080
売掛金	118,521	リース債務	23,484
たな卸資産	82,401	未払金	57,024
繰延税金資産	58,755	未払法人税等	94,362
その他	102,237	未払消費税等	101,786
固定資産	**2,775,264**	賞与引当金	8,255
有形固定資産	**2,098,285**	その他	116,217
建物及び構築物	923,019	**固定負債**	**214,024**
機械及び装置	489,536	リース債務	47,857
車両運搬具	150,128	役員退職慰労引当金	9,490
工具、器具及び備品	132,250	退職給付に係る負債	36,673
土地	368,033	その他	120,004
建設仮勘定	35,316	**負債合計**	**654,236**
無形固定資産	**343,868**	（純資産の部）	
のれん	322,005	**株主資本**	**4,664,517**
その他	21,863	**資本金**	**1,666,156**
投資その他の資産	**333,110**	**資本剰余金**	**1,656,156**
投資有価証券	38,794	**利益剰余金**	**1,342,204**
繰延税金資産	251,063	**その他の包括利益累計額**	**9,090**
その他	57,758	**その他有価証券評価差額金**	**4,538**
貸倒引当金	△14,505	**為替換算調整勘定**	**4,551**
		少数株主持分	**209,188**
		純資産合計	**4,882,796**
資産合計	**5,537,032**	**負債純資産合計**	**5,537,032**

連結損益計算書

（平成26年８月１日から平成27年７月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**5,882,911**
売上原価		**2,369,579**
売上総利益		**3,513,331**
販売費及び一般管理費		**2,607,992**
営業利益		**905,338**
営業外収益		
受取利息	638	
受取配当金	342	
為替差益	2,679	
貸倒引当金戻入額	1,639	
その他	4,322	9,623
営業外費用		
支払利息	1,624	
株式交付費	5,282	
寄付金	8,764	
株式公開費用	34,634	
開業費	8,125	
貸倒引当金繰入額	6,400	
その他	4,306	69,138
経常利益		**845,823**
特別利益		
負ののれん発生益	1,248	1,248
特別損失		
固定資産除却損	1,235	
退職給付制度終了損	2,183	
災害による損失	5,438	8,858
税金等調整前当期純利益		**838,213**
法人税、住民税及び事業税	174,081	
法人税等還付税額	△15,138	
法人税等調整額	△75,096	83,846
少数株主損益調整前当期純利益		**754,366**
少数株主利益		47,714
当期純利益		**706,652**

連結株主資本等変動計算書

（平成26年８月１日から
平成27年７月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	968,690	958,690	635,552	2,562,932
当連結会計年度変動額				
新株の発行	697,466	697,466		1,394,932
当期純利益			706,652	706,652
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）				
当連結会計年度変動額合計	697,466	697,466	706,652	2,101,584
当連結会計年度末残高	1,666,156	1,656,156	1,342,204	4,664,517

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	2,492	－	2,492	164,317	2,729,742
当連結会計年度変動額					
新株の発行					1,394,932
当期純利益					706,652
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	2,045	4,551	6,597	44,871	51,468
当連結会計年度変動額合計	2,045	4,551	6,597	44,871	2,153,053
当連結会計年度末残高	4,538	4,551	9,090	209,188	4,882,796

貸借対照表

（平成27年７月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**872,673**	**流動負債**	**18,701**
現金及び預金	620,168	未払金	2,113
売掛金	10,152	未払費用	4,572
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	193,099	未払法人税等	4,302
前払費用	4,276	預り金	4,351
その他	44,976	未払消費税等	2,224
固定資産	**1,530,182**		
有形固定資産	**86,733**		
建物	41,409	その他	1,136
構築物	17,949	**負債合計**	**18,701**
機械及び装置	3,689	（純資産の部）	
車両運搬具	866	**株主資本**	**2,384,154**
工具、器具及び備品	277	**資本金**	**1,666,156**
土地	22,541	**資本剰余金**	**1,656,156**
無形固定資産	**1,693**	資本準備金	1,656,156
商標権	1,277	**利益剰余金**	**△938,158**
ソフトウェア	415	その他利益剰余金	△938,158
投資その他の資産	**1,441,755**	繰越利益剰余金	△938,158
関係会社株式	794,514	**純資産合計**	**2,384,154**
長期貸付金	470		
関係会社長期貸付金	785,000		
その他	8,649		
貸倒引当金	△146,878		
資産合計	**2,402,855**	**負債純資産合計**	**2,402,855**

損 益 計 算 書

（平成26年８月１日から 平成27年７月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**183,209**
売上原価		**20,380**
売上総利益		**162,828**
販売費及び一般管理費		**257,421**
営業損失		**94,593**
営業外収益		
受取利息	8,529	
その他	0	8,530
営業外費用		
支払利息	162	
株式交付費	5,282	
株式公開費用	34,634	
その他	510	40,590
経常損失		**126,652**
特別損失		
関係会社貸倒引当金繰入額	11,604	11,604
税引前当期純損失		**138,256**
法人税、住民税及び事業税	△31,503	△31,503
当期純損失		**106,753**

株主資本等変動計算書

（平成26年８月１日から
平成27年７月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	968,690	958,690	958,690	△831,404	△831,404	1,095,975	1,095,975
当期変動額							
新株の発行	697,466	697,466	697,466			1,394,932	1,394,932
当期純損失				△106,753	△106,753	△106,753	△106,753
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	697,466	697,466	697,466	△106,753	△106,753	1,288,179	1,288,179
当期末残高	1,666,156	1,656,156	1,656,156	△938,158	△938,158	2,384,154	2,384,154

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年９月11日

日本スキー場開発株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　津　田　良　洋　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　後　藤　英　俊　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、日本スキー場開発株式会社の平成２６年８月１日から平成２７年７月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本スキー場開発株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年９月11日

日本スキー場開発株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　津　田　良　洋　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　後　藤　英　俊　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、日本スキー場開発株式会社の平成２６年８月１日から平成２７年７月３１日までの第１０期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年８月１日から平成27年７月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、またその本社および主要な事業所を訪問し、質問等を行いました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年９月15日

日本スキー場開発株式会社　監査役会

常勤監査役　橋　本　俊　光　㊞

監　査　役　鵜　月　健　彦　㊞

監　査　役　荒　木　隆　志　㊞

（注）常勤監査役橋本俊光、監査役鵜月健彦及び監査役荒木隆志は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）につきまして事業目的を追加し、グループ会社相互の連結の強化と業務効率向上のため、本店の所在地を東京都渋谷区に変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．～13.　（条文省略） （新設） 14. 前各号に附帯する一切の事業 （本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都千代田区に置く （新設）	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．～13.　（現行どおり） 14. 旅行業法に基づく旅行業 15. 前各号に附帯する一切の事業 （本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都渋谷区に置く 附則 第３条の変更は、平成28年３月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力が生ずるものとし、本附則は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。

第２号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため２名を増員し、取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	鈴木周平 （昭和51年11月10日）	平成12年７月　監査法人トーマツ（現　有限責任監査法人トーマツ）入所 平成18年７月　日本駐車場開発㈱入社 平成19年10月　日本駐車場開発㈱取締役 平成22年10月　当社取締役 平成23年３月　川場リゾート㈱代表取締役社長 平成24年８月　当社代表取締役社長（現任） 平成24年10月　川場リゾート㈱取締役会長 平成25年10月　日本駐車場開発㈱常務取締役 平成26年10月　めいほう高原開発㈱取締役（現任） （重要な兼職の状況） 白馬観光開発㈱取締役 めいほう高原開発㈱取締役	55,192株
2	氏家太郎 （昭和43年１月13日）	平成２年４月　松下電器産業㈱（現　パナソニック㈱）入社 平成12年７月　日本駐車場開発㈱取締役 平成17年12月　当社代表取締役社長 平成19年10月　日本駐車場開発㈱取締役副社長 平成21年10月　当社取締役会長 平成21年11月　竜王観光㈱（現　㈱北志賀竜王）代表取締役社長 平成22年４月　同社取締役会長 平成22年８月　当社代表取締役社長、㈱鹿島槍取締役会長 平成22年10月　川場リゾート㈱代表取締役社長 平成24年８月　当社取締役会長（現任） 平成24年11月　白馬観光開発㈱取締役会長 （重要な兼職の状況） なし	70,192株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	髙梨 光（たかなし ひかる） （昭和39年２月１日）	平成元年４月　東急不動産㈱入社 平成13年４月　Arthur Andersen（現　KPMG FAS㈱）入社 平成23年11月　当社入社 平成24年10月　当社取締役 平成24年11月　白馬観光開発㈱代表取締役社長（現任）、 ㈱岩岳リゾート代表取締役社長（現任）、 栂池ゴンドラリフト㈱代表取締役社長（現任） 平成25年11月　当社取締役副社長（現任） （重要な兼職の状況） 白馬観光開発㈱代表取締役社長 ㈱岩岳リゾート代表取締役社長 栂池ゴンドラリフト㈱代表取締役社長 信越索道メンテナンス㈱取締役	32,019株
4	宇津井 高時（うついこうじ） （昭和47年10月30日）	平成７年11月　朝日監査法人（現　有限責任あずさ監査法人）入所 平成11年６月　公認会計士登録 平成18年２月　日本駐車場開発㈱入社 平成22年10月　当社監査役 平成25年10月　当社取締役 平成25年11月　当社常務取締役（現任） 平成26年10月　めいほう高原開発㈱取締役（現任） （重要な兼職の状況） めいほう高原開発㈱取締役	32,192株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	向所和也（むかいじょかずや） （昭和46年４月23日）	平成６年４月　㈱椿本精工（現　㈱ツバキ・ナカシマ）入社 平成19年１月　当社入社 平成19年10月　当社取締役 平成22年８月　㈱鹿島槍取締役 平成22年10月　川場リゾート㈱取締役 平成24年11月　白馬観光開発㈱取締役（現任）、信越索道メンテナンス㈱代表取締役社長（現任）、栂池ゴンドラリフト㈱取締役（現任） 平成26年４月　当社取締役（現任） 平成26年10月　めいほう高原開発㈱取締役（現任） （重要な兼職の状況） 白馬観光開発㈱取締役 信越索道メンテナンス㈱代表取締役社長 栂池ゴンドラリフト㈱取締役 めいほう高原開発㈱取締役	32,096株
6	※ 堀之内康潔（ほりのうちやすきよ） （昭和24年５月27日）	昭和48年４月　㈱地産トーカン入社 平成４年９月　水上リゾート開発㈱取締役 平成19年６月　群馬スノーアライアンス㈱代表取締役 平成23年５月　川場リゾート㈱取締役 平成24年８月　同社代表取締役 平成26年10月　川場リゾート㈱取締役会長（現任）、めいほう高原開発㈱代表取締役社長（現任） 平成26年11月　当社入社　執行役員（現任） （重要な兼職の状況） 川場リゾート㈱取締役会長 めいほう高原開発㈱代表取締役社長	428株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
7	※ 横井 勝 （昭和43年９月12日）	平成３年４月　㈱日本興業銀行（現　㈱みずほ銀行）入社 平成15年10月　三菱地所投資顧問㈱入社 平成18年９月　ウェルス・マネジメント㈱（現　リシェス・マネジメント㈱）入社 平成25年７月　ドリームバイザー・ホールディングス㈱（現ウェルス・マネジメント㈱）常務執行役員管理本部長 平成26年９月　当社入社　管理部長 平成26年10月　㈱北志賀竜王監査役（現任）、川場リゾート㈱監査役（現任）、めいほう高原開発㈱取締役（現任） 平成26年11月　当社執行役員管理部長 平成27年８月　当社執行役員企画推進部長（現任） （重要な兼職の状況） ㈱北志賀竜王監査役 川場リゾート㈱監査役 めいほう高原開発㈱取締役	431株
8	出口 恭子 （昭和40年12月12日）	平成元年４月　ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッド 入社 平成11年12月　日本GE プラスチックス㈱ 入社 平成12年３月　同社 取締役最高財務責任者 平成25年３月　ベルシステム24㈱専務執行役社長室長兼経理財務本部管掌 平成26年３月　アッヴィ合同会社社長 平成26年７月　当社取締役（現任） 平成27年２月　医療法人社団色空会最高執行責任者（現任） （重要な兼職の状況） 医療法人社団色空会最高執行責任者	－株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
9	サイモン・ゲロヴィッチ （昭和52年4月28日）	平成12年６月　ゴールドマン・サックス証券会社（現　ゴールドマン・サックス証券㈱）入社 平成18年４月　Evolution Capital Public Company Limited CEO 平成21年２月　Red Planet Hotels Limited　取締役会長（現任） 平成25年３月　Red Planet Holdings Pte Ltd 取締役、Evolution Capital Public Company Limited 取締役 平成25年４月　㈱レッド・プラネットジャパン 取締役（現任） 平成26年７月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） Red Planet Hotels Limited 取締役会長 ㈱レッド・プラネットジャパン 取締役	－株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。

２．各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．出口恭子氏、サイモン・ゲロヴィッチ氏は、社外取締役候補者であります。

４．社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

⑴出口恭子氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営を含めた幅広い知見と経験を当社の経営の監督に発揮していただくためであります。また、女性であり、当社のお客様の多くが女性であるため多様な意見をいただくため社外取締役として選任をお願いするものであります。

⑵サイモン・ゲロヴィッチ氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営を含めた幅広い知見と経験を当社の経営の監督に発揮していただくためであります。また、サイモン・ゲロヴィッチ氏は豪州出身であり、豪州をはじめとする外国から訪日外国人のお客様が増加傾向を示していることから、多様な意見を頂くため社外取締役として選任をお願いするものであります。

５．出口恭子氏及びサイモン・ゲロヴィッチ氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。

６．当社は出口恭子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査体制の強化・充実を図るために１名を増員するため、監査役１名の選任をお願いするものであります。また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
石原 毅（昭和29年４月29日）	昭和53年４月　三菱重工業㈱入社 平成４年４月　米国三菱重工業㈱　コーポレートセクレタリー 平成８年11月　三菱重工業㈱　本社国際部 平成17年８月　同社汎用機・特車事業本部総務部次長 平成18年８月　日本精工㈱入社　コンプライアンス本部法務部主幹 平成20年12月　パシフィックゴルフマネージメント㈱入社　法務本部ディレクター 平成23年１月　ＰＧＭホールディングス㈱入社　法務・総務本部長 平成26年１月　日本駐車場開発㈱入社　管理本部法務総務部長 平成27年５月　日本駐車場開発㈱コンプライアンス本部長（現任） （重要な兼職の状況） 日本駐車場開発㈱コンプライアンス本部長	－株

（注）１．石原毅氏は、新任の監査役候補者であります。

２．監査役候補者石原毅氏の当社親会社である日本駐車場開発㈱での過去５年間及び現在の地位は、上記「略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。

第４号議案　資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

第10期事業年度末時点での繰越利益剰余金は938,158,096円の欠損が生じております。つきましては利益剰余金の欠損の填補を目的として、資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行いたいと存じます。

１．資本準備金の額の減少に関する事項

会社法第448条第１項の規定に基づき、資本準備金の額を938,158,096円減少し、その同額をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

(1)減少する資本準備金の額

資本準備金の額1,656,156,400円のうち、938,158,096円

(2)資本準備金の額の減少の効力発生日

平成27年10月27日

２．剰余金の処分に関する事項

会社法第452条の規定に基づき、資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金938,158,096円を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損を填補いたしたいと存じます。

(1)減少する剰余金の項目及び額

その他資本剰余金　　938,158,096円

(2)増加する剰余金の項目及び額

繰越利益剰余金　　938,158,096円

第５号議案　当社の取締役及び従業員（当社執行役員）に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記のとおり、当社の取締役及び従業員（当社執行役員）に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役（社外取締役を除く）に対する新株予約権の割当てにつきましては、会社法上の報酬等に該当いたします。現在ご承認いただいております、当社の取締役の金銭による報酬額とは別枠で、取締役に対してストックオプションとして新株予約権を発行することについても、併せてご承認をお願いするものであります。ストックオプションとしての報酬額は、新株予約権１個当たりの公正価値に取締役に割り当てる新株予約権の予定上限数（165個 ）を乗じた金額を上限とします。この公正価値につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている数式を用いて算定するものといたします。なお、当社の社外取締役２名を除く取締役の員数は５名であり、第２号議案「取締役９名選任の件」が原案通り可決されますと、社外取締役２名を除く取締役の員数は７名であります。

記

１．特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の取締役及び従業員（当社執行役員）に対し、新株予約権を無償で発行いたしたく存じます。

また、当該発行目的の新株予約権は、取締役の報酬としても相当と判断するものであります。

２．新株予約権の発行要領

⑴　新株予約権の数

200個（うち、当社取締役については165個 ）を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、20,000株（うち、当社取締役については16,500株 ）を上限とし、下記⑵①により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

⑵　新株予約権の内容

①　新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、平成27年10月27日開催の第10回定時株主総会の決議の日（以下「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による１株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の、東京証券取引所マザーズにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が新株予約権割当日の前日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、決議日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

ⅰ 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ⅱ 当社が時価を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

iii　上記ⅰ及びⅱのほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

③　新株予約権を行使することができる期間
割当日後２年を経過した日から平成34年10月31日までとする。

④　新株予約権の行使の条件

ⅰ　新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

ⅱ　新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

ⅲ　新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。

ⅳ　新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

⑤　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

ⅰ　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

ⅱ　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記ⅰ記載の資本金等増加限度額から上記ⅰに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥　譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

⑦　新株予約権の取得条項

ⅰ　新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。

ⅱ　以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
（ⅰ）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

（ⅱ）当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
（ⅲ）当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ⅲ　当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

⑧　組織再編行為時の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

ⅰ　交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ⅱ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ⅲ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記①に準じて決定する。

ⅳ　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、上記②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記ⅲに従って決定される新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ⅴ　新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ⅵ　新株予約権の行使の条件

上記④に準じて決定する。

vii　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記⑤に準じて決定する。

viii　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

ix　新株予約権の取得条項

上記⑦に準じて決定する。

⑨　端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(3)　新株予約権の払込金額

新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

以上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区渋谷４丁目４番25号
ＩＶＹホール　地下２階　サフラン
TEL 03－3409－8181

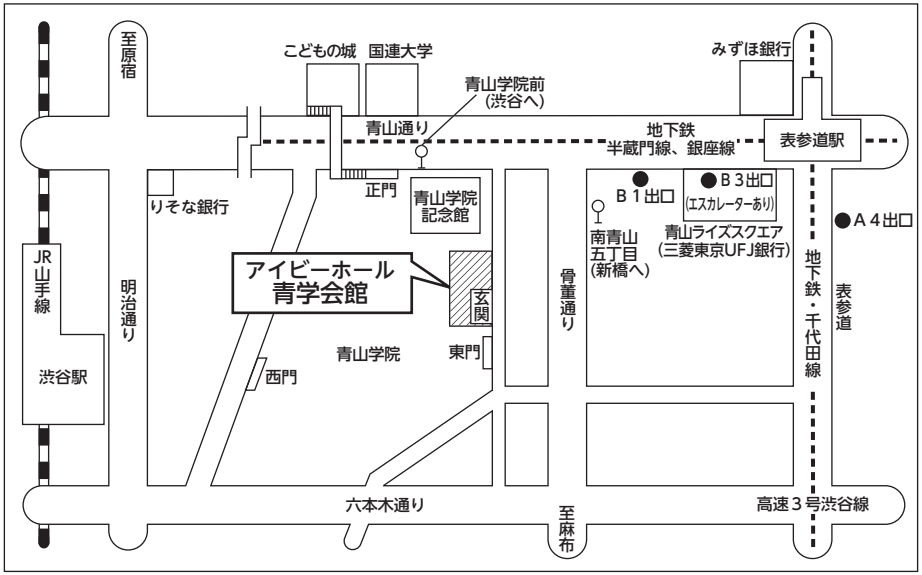

交通　地下鉄銀座線・半蔵門線・千代田線「表参道」駅
Ｂ３番出口より徒歩約５分

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。